

環境・インフラ・脱炭素 社会課題解決展
SDGs Week EXPO 2024

出展のご案内

エコプロ

カーボンニュートラルテック

自然災害対策展

社会インフラテック

2024年12月4日水▶6日金 10:00~17:00

東京ビッグサイト[東ホール] 入場無料

主催

日本経済新聞社、(一社)サステナブル経営推進機構[エコプロ]、
日経BP[カーボンニュートラルテック/自然災害対策展/社会インフラテック]、
インフラメンテナンス国民会議[社会インフラテック]

<https://messe.nikkei.co.jp/sdgs/>



申込締切日

2024年

7月12日金

早期申込割引締切日

5月31日金

● 開催趣旨

いまこそSX(サステナビリティ・トランスフォーメーション)

「SDGs Week EXPO」とは、環境総合展「エコプロ」を中核に、「カーボンニュートラルテック」「自然災害対策展」「社会インフラテック」など持続可能で強靱な社会の構築を志す同時開催展示会の総称です。

今回の本展は「SX(サステナビリティ・トランスフォーメーション)」の推進をテーマとします。「SX」とは、企業・団体が経営や事業の根本を「サステナビリティ(持続可能性)」へ転換することを意味します。地球環境、そして社会のサステナビリティを根本におく企業・団体のビジネスや事業の展開(同期化)はもはや必然であり、脱炭素化やクリーンエネルギー、サーキュラーエコノミーシステムへの取り組みで明らかのように、多くのプレーヤーとの共創が求められています。また「SX」は、エシカル思考の浸透が進む消費者や従業員との共感やエンゲージメントの醸成にも繋がるものなのです。

「SDGs Week EXPO」は、持続可能な社会に向けた様々な社会課題解決の起点となり、多様なステークホルダーとの交流と対話を推進してまいります。また、環境総合展「エコプロ」では小・中・高校生を対象とした教育支援プログラムや、Z世代など次代を担う若者たちの情報発信にも引き続き積極的に取り組んでまいります。

つきましては趣旨ご賢察のうえ、本展へのご出展、ご参加を賜りますようお願い申し上げます。

主催者

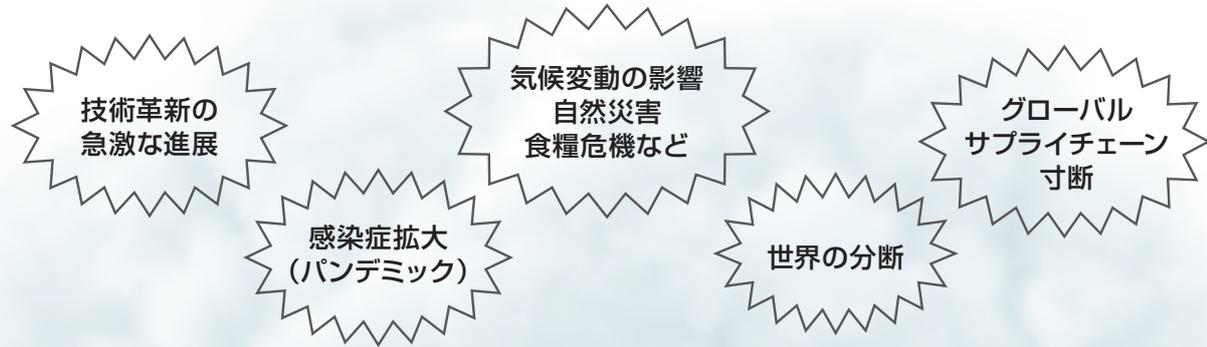


● 開催概要

名称	SDGs Week EXPO 2024 (エコプロ[第26回]/カーボンニュートラルテック[第4回]/自然災害対策展[第6回]/社会インフラテック[第7回インフラ維持管理・老朽化対策総合展])
会期	2024年12月4日(水)~6日(金) 10:00~17:00
会場	東京ビッグサイト 東ホール
入場料	無料(登録制)
主催	日本経済新聞社、(一社)サステナブル経営推進機構(エコプロ)、 日経BP(カーボンニュートラルテック/自然災害対策展/社会インフラテック)、 インフラメンテナンス国民会議(社会インフラテック)
後援	エコプロ:内閣府、経済産業省、環境省、文部科学省、国土交通省、厚生労働省、消費者庁、(一社)日本経済団体連合会、 日本商工会議所、東京商工会議所、(国研)新エネルギー・産業技術総合開発機構、日本貿易振興機構(ジェトロ)、 (公社)2025年日本国際博覧会協会、東京都、埼玉県、神奈川県、千葉県、埼玉県教育委員会、神奈川県教育委員会、 千葉県教育委員会[順不同/申請予定] 社会インフラテック:国土交通省、内閣府、経済産業省、環境省、文部科学省、厚生労働省、警察庁、(公社)土木学会 など[順不同/申請予定]
協力	エコプロ:(一社)グローバル・コンパクト・ネットワーク・ジャパン、(公社)日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会、 グリーン購入ネットワーク、(公財)日本環境協会、全国連合小学校長会、日本私立小学校連合会、全日本中学校長会、 全国高等学校長協会、全国国立大学附属学校連盟、全国小中学校環境教育研究会、私立大学環境保全協議会、 (公社)全国工業高等学校長協会、全国商業高等学校長協会、全国農業高等学校長協会[順不同/申請予定]
メディア協力	エコプロ:日経ESG経営フォーラム、日経ビジネス、日経ESG、日経xwoman、日本教育新聞[順不同/申請予定]
出展規模	540社・団体/1,160小間(SDGs Week EXPO全体、見込み)
来場者数	68,000人(SDGs Week EXPO全体、見込み)

● 本展の目的

地球環境と豊かな社会を次世代へ引き継ぐために一共通言語は「SX」



未来予測が困難なVUCAの時代においても
「サステナビリティ(持続可能性)」は普遍に共有すべき大切な価値観



SDGs Week EXPO

行政・自治体 生活者 企業 大学・教育機関 NPO/NGO

社会 経済

SX

サステナビリティ・トランスフォーメーション
企業価値の持続的な向上を目指し、
より大きな視点でビジネス変革を推進



Regenerative Society

採掘型社会経済モデルから再生社会経済モデルへ

カーボンネガティブ
CO₂除去・吸収量 > CO₂排出量

サーキュラーエコノミー
資源の循環活用を推進

ネイチャーポジティブ
生物多様性を含めた
自然資本の回復

革新的な技術・製品・サービスが集結、 ステークホルダーとの交流の場に 「社会課題解決」にも「次世代育成支援」にも **エコプロ**は全力で取り組みます

エコプロ

【第26回】

特長

1

地球環境問題をはじめ社会課題解決を促進する ビジネスマッチング

多角的な視点でSXを推進する先進的な技術・製品・サービスが集結

本展にはSDGsや環境問題に取り組む、川上から川下まで業種を横断したビジネスパーソン、技術者・研究者、NPOや教育機関など多様な方々が来場します。多角的な視点でSXを捉え、社会課題解決を図るための先進的なテクノロジーや製品、ソリューションをご提案いただき、多くのプレイヤーとの交流と共創を実現する場としてご活用ください。



特長

2

消費者やサプライヤー、従業員とのエンゲージメントを構築

“プロダクト”のストーリーが共感を生み出す

展示会というライブメディアには理念や活動、提案に対する反応をダイレクトに感じられる利点があります。パーパスやミッションを消費者やサプライヤー、従業員といったステークホルダーに伝える、さらには何故この“エコプロダクト”を社会に届けるのか、事業のストーリーを語り深い理解と共感を得る貴重な機会を提供します。

特長

3

次世代育成の場として、そして若年層に向けたブランディングにも

本展は一步先行く環境対応へ

今年で第26回となる本展は、当初から小中高生を招いた環境学習の場を提供してきました。今回も約1万人の児童・生徒を招き、持続可能な社会の実現を担う次世代の育成を支援します。Z世代やα世代と称される若年層への情報発信の場としてぜひご活用ください。また、本展は展示会場のゼロエミッション化に向けた環境対応にも独自の取り組みを進めています。

出展分野

■ 環境・SDGsへの取り組み

- 家電・照明 ● 事務機 ● 情報通信 ● オフィス機器・什器 ● 文具 ● 印刷 ● 自家用・商用車 ● 運輸(鉄道、航空、船舶) ● 物流 ● 化学
- 機械・製造 ● 鉄、非鉄 ● 紙類、繊維 ● 新素材・ナノテクノロジー ● 住宅・リフォーム・設備、インテリア ● 建材・資材 ● 建設 ● ビル
- ホテル ● 流通・小売 ● 衣料 ● 日用品 ● 化粧品 ● 食品・飲料 ● 容器・包装 ● 医薬 ● スポーツ・レジャー など

■ 緩和/適応に対応する製品・サービス・技術・オペレーション・マネジメントシステム

- 省エネ/省資源 ● 再生可能エネルギー ● 技術・装置・システム ● エネルギー・マネジメント/サービス ● レジリエンス ● データ解析 など

■ 持続可能な社会の実現に向けた製品・サービス・技術・システム・ソリューション・取り組み

- 環境評価・認証 ● カーボンオフセット/排出権取引 ● ESG ● CSR/CSV ● 5R ● エシカル ● 生物多様性 ● DX活用、スマート産業 など

■ 地域独自の施策、地域発のブランド、資源、サービス

- 脱炭素先行地域/地域循環共生圏/SDGs未来都市/ゼロカーボンシティ/スマートシティ/スーパーシティ など

来場対象

■ 社会課題解決に携わるビジネスパーソン

- 企業 ● 自治体・官公庁 ● 各業界団体、地域産業・商工団体 ● 学術機関、国際機関、研究開発機関、専門家
- イノベーター、オピニオンリーダー、インフルエンサー ● VIP(国会議員、行政トップ、企業の経営者層、在日大使館 など)

■ 社会課題に取り組んでいる/これから取り組む生活者

- 一般生活者、若年層、アクティブシニア ● NPO・NGO、市民団体 ● 学校・教育関係者、学生、児童・生徒

注目の主催者企画

SX(サステナビリティ・トランスフォーメーション)ゾーン

『経済価値×社会価値=企業価値』、次代を創るフロントランナー

SXとは、社会のサステナビリティと企業や地域のサステナビリティの「同期化」を目指し、長期的な視座でその実現に必要な経営・事業(政策)変革を図り、新たな企業(地域)価値を創造していくこと。本ゾーンは、未来志向でこうした新たな価値創造を目指す様々なステークホルダーと「共創」して、各社各様の事業や政策の提案など情報発信を行います。

出展分野

以下のキーワードに該当する企業・団体を対象にします。

- カーボンニュートラル(環境情報開示・LCA<見える化>・再エネ・省エネ)
- サーキュラーエコノミー(循環経済、サービス化、再生資源利用、新たな回収システム)
- サステナブルローカルエコノミー(持続可能な地域経済)
- サステナブルファイナンス(持続可能な金融、ESG投資)
- サステナブルデザイン(持続可能な製品設計) ●ネイチャーポジティブ(自然再興)
- 持続可能な食料生産システム ●デジタルトランスフォーメーション など



未来につながる食エリア (仮称)

誰もが当事者である「食」。生産への気候変動の影響、戦争や災害による供給リスク、家畜の疾病などを踏まえ、生産者、食品事業者やスタートアップによる新製品、技術革新や創意工夫について紹介します。

出展分野

- プラントベースフード ●昆虫食 ●代替肉 ●培養肉・培養魚肉 ●代替食材・ベジタリアン・ヴィーガン対応
- 新しい食品素材・新原料 ●オーガニック ●新技術・新製法 ●調味料 ●乾物・豆類(大豆含む) ●畜産・青果・水産関係
- 米・麺・粉類関係 ●乳・卵製品関係 ●食用油 ●菓子・スイーツ・ドリンク
- 加工品・冷凍食品・レトルト・惣菜・缶詰・瓶詰、農産保存食品 など

人材育成・リスキングエリア (仮称)

AI、IoTをはじめとした技術革新は、社会を取り巻く環境を大きく変えています。政府は、大きな変化を支えるのは「人」である、として人の底力を高めるリスキングを支援しています。変化に対応し、社会課題を解決する人材を育成するため、企業や個人に向けた人材育成・リスキングについて紹介します。

出展分野

- グリーン成長関連(環境・エネルギー問題に関する基礎知識、気候変動問題がもたらす経済・社会への影響や環境関連の政策についての学び、脱炭素に関する革新的技術の開発、社会実装に必要な知識・技能の習得 など)
- DX関連(IT、DX、AI、プログラミング、データ分析、統計解析などのスキル開発)
- 地域活性化関連(地域資源の活用、地域産業育成、新事業創出等のスキル開発) ●効果測定ツール など

その他の主催者企画 (予定) ※タイトル、企画内容は変更になる場合がありますのでご了承ください。

- 海洋プラスチックごみ対策バリエーション ■ 森と木で拓くSDGsゾーン～森と木のある暮らしの提案 ■ 昆虫ビジネス
- イベントのサステナビリティ推進エリア ■ GREEN MARKET ■ NPO協働プラザ ■ 大学・教育機関コーナー ■ エコプロステージ
- 指標／ランキング調査エリア(仮称)

エコプロステージ

展示会場内に、SDGsを軸とした社会課題解決、持続可能な街づくり・社会づくりについて多角的な情報発信を行うステージを設置します。「次世代教育」「ビジネスの推進」の2つテーマで、活用可能な講演枠を設けます。聴講者とのマッチングの場として、ご活用をご検討ください。

(ご案内を別途用意しておりますので、参加をご希望の場合は主催者までお問い合わせください。)

※下記時間帯以外の実施については、ご相談ください。

A エコプロ公開授業(Learn SDGs)

参加料金など (予定)

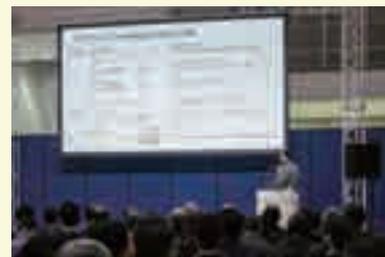
- 日時: 12月4日(水)11:30~12:10、12月5日(木)11:30~12:10
 - 参加料: 1,100,000円(税込) / 出展者は550,000円(税込)
 - 公開授業時間: 1枠40分
 - 座席数: 約100席(聴講対象の小中学生は主催者が動員します。)
- ※授業内容についての相談窓口(教育専門企業が担当)を設置します。

B ビジネス推進ステージ

参加料金など (予定)

- 日時: 12月4日(水)16:00~16:40、12月5日(木)16:00~16:40
※16:50まで質疑応答・名刺交換などの時間として使用可能です。
- 参加料: 1,100,000円(税込) / 出展者は550,000円(税込)
- 講演時間: 1枠40分
- 座席数: 約100席

※登録リスト(個人情報提供の許諾者のみ)をとりまとめ、開催1週間後を目途に協賛者に提供します。会期前のリストの提供は行いません。

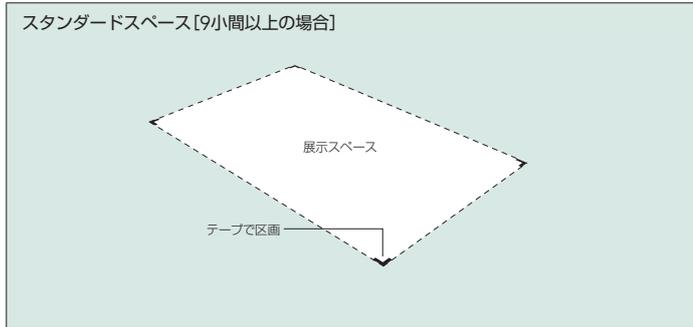


● 出展費用

スタンダードスペース

9小間以上の申込者のみ、独立小間でスペース渡し

出展小間料: 1小間あたり **¥440,000** (税込) 1小間: 3m×3m=9㎡



- ◆隣接小間に接する壁面パネルを外すことはできません。
- ◆4小間でお申し込みの場合は、小間の形状(単列・複列のいずれか)をご選択ください。

単列: 複列: ※1~3小間および5小間は単列、6小間以上は複列となります。

■ 早期申込割引について

2024年5月31日(金)までに出展申込を完了した場合、早期割引として出展料金から1小間あたり44,000円(税込)を割引きます。

■ 出展小間料以外に発生する主な費用について ※詳細は9月4日(水)に行う出展者説明会でご案内します。

小間装飾費	床面のカーペットや机・椅子、電気・照明器具などの備品の手配、および小間の装飾については、各出展者の負担で行ってください。なお主催者でもパッケージ装飾、展示台、パンチカーペット、椅子、映像機材などのオプション・リース備品をご用意しています。
電気工事費	1kWあたり12,100円(予定・税込) ※小間までの配線と開閉器(ブレーカー)設置工事費および会期中の電気使用料を含みます。開閉器から小間内の電気配線工事は各出展者で行ってください。
通信回線費	●ビッグサイト共有回線インターネット100M 1回線につき77,000円(予定・税込) ●専有光回線(ファミリータイプ/動的IPアドレス)1回線につき132,000円(予定・税込) など
来場者データ提供サービス	QRコードを読み取った来場者のデータを最速で開催当日から提供するサービスです。ブース来場者にはいち早くフォローするため是非ご利用ください。

■ 共同出展について

【エコプロ展出展者対象】 複数企業・団体が共同出展することができます(NPO協働プラザ、大学・教育機関コーナーを除く)。共同出展グループは、出展者一覧や会場図で連名表記ができます。共同出展グループ内の幹事者が代表して出展申し込みを行ってください。

[共同出展グループ表記例] 日本経済新聞社/日経エコマテリアル/日経エコサービス/日経エコ印刷

【エコプロ展以外の出展者対象】 複数企業で共同出展する場合は、1社につき1小間以上でお申し込みください。例えば、2小間の場合は、合計で3社以上になる共同出展はできません。

■ 小間位置の決定について

会場全体の基本構成とレイアウト、各社の小間位置は、出展者数、展示小間数などを考慮して、主催者が決定します。その際、出展者による隣接配置などの要望は、反映されない場合があります。会場レイアウトは9月4日(水)に行う出展者説明会で発表します。

■ 装飾物の高さ規定について

下図示のとおり、小間の高さ制限を設定します。 ※出展製品が高さ制限を超える場合は事前にご相談ください。

スタンダードスペース

※9小間以上、独立小間(四方が通路に囲まれている小間)

通路から1m以内は高さ2.7mまで、それ以外の部分は高さ4mまでとします。

9小間以上

- 高さ4mまで
- 高さ2.7mまで



スタンダードブース

※1~8小間、背面・側面の壁面パネル付き

隣接小間、後壁から0.5m以内は高さ2.7mまで、それ以外の部分は高さ3.6mまでとします。

1~8小間

- 高さ3.6mまで
- 高さ2.7mまで
- 小間境界線



● パッケージ装飾(スタンダードブース用オプション)

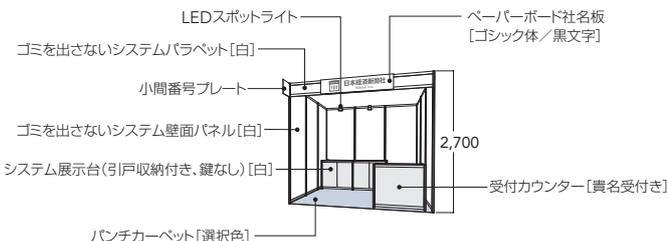
パッケージ装飾をご希望の場合、出展申し込みとは別にお申し込みが必要です。

※詳細は9月4日(水)に行う出展者説明会でのご案内します。 ※4小間以上でご検討の際は運営事務局へご相談ください。

Aタイプ

1小間/間口3m×奥行き3m×高さ2.7m

料金	1小間 ¥145,200 (予定・税込)
	2小間 ¥266,200 (予定・税込)
	3小間 ¥375,100 (予定・税込)

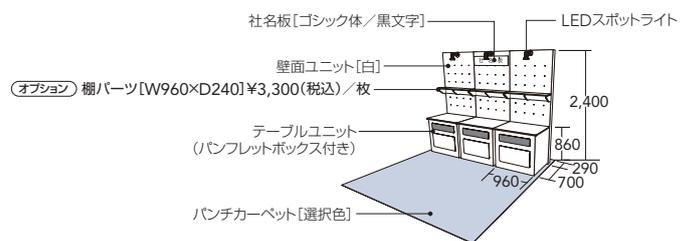


※2口コンセント[1小間につき1ヶ、1kWまで] ※一次幹線工事及び電気使用料(1小間につき1kW)含む

Bタイプ(リポード<紙製品>)

1小間/間口3m×奥行き3m×高さ2.4m

料金	1小間 ¥119,900 (予定・税込)
	2小間 ¥227,700 (予定・税込)
	3小間 ¥334,400 (予定・税込)



※2口コンセント[1小間につき1ヶ、1kWまで] ※一次幹線工事及び電気使用料(1小間につき1kW)含む

パッケージ装飾に関するお問い合わせ先

SDGs Week EXPO 運営事務局 TEL:03-6812-8686

● 出展申込方法

出展のお申し込みはウェブサイトからお手続きください。 <https://messe.nikkei.co.jp/sdgs/>

STEP 1



出展内容を入力

ウェブサイト内の出展申し込みページにアクセスし、「出展規約」に同意の上、案内に従って**出展内容を入力**し、お申し込みください。

※過去に出展したことがある場合は、すでにお持ちの**出展者ID**を使って「**出展者マイページ**」からお手続きください。

※広告代理店を通してのお申し込みの場合、主催者が認めた広告代理店に限らせていただきます(ご不明の場合は主催者へお問い合わせください)。

※「ウェブサイト表示名(出展者名)」は案内チラシやウェブサイトなどに掲載されます。

STEP 2



出展申込書PDFをプリントアウト

出展内容を主催者事務局で確認した後、「出展申込書提出依頼」のメールを出展担当者宛てにお送りします。新規申込の場合は、このときに**出展者ID**をお知らせします。電子メールの案内に従って「**出展者マイページ**」(<https://messe.nikkei.co.jp/sdgs/>)にログインし、STEP1で入力した内容が印字された**出展申込書PDFをプリントアウト**してください。

STEP 3



出展申込書を提出 早期申込締切日:5月31日(金) / 申込締切日:7月12日(金)

プリントアウトした出展申込書に代表者印(または社印)を押印のうえ、以下の方法で主催者事務局までご提出ください。

① 出展申込書をスキャンし、スキャンデータを出展者マイページからアップロードする

② ①が難しい場合は、出展申込書の原本を主催者事務局まで郵送する

※出展申込書を郵送する場合は、必ず事前にコピーを取りお手元に保管してください。

※出展申込書を送付いただけない場合は、出展取り消しとさせていただきます。

STEP 4



出展申込書の受理

主催者事務局から**出展申込書を受理**した旨、電子メール(出展申込受理メール)でお知らせします。このメールを送信した時点で出展申し込みを受理したものとします。また、追って請求書を発送します。

STEP 5



出展料の振り込み 入金締切日:8月23日(金)

振込手数料は出展者にてご負担ください。期日までに**出展者**または**広告代理店**からの入金確認できない場合は、申し込みを取り消すことがあります。

STEP 6



共同出展登録 申込締切日:9月12日(木)

複数の企業・団体と**共同で出展される場合も**展示会への出展申し込み、および主催者の出展受理の手続きが必要です。共同出展の代表出展者は、「出展者マイページ」にログインしていただき、左メニューの「共同出展者の招待」から共同出展者の担当者へ招待メールをお送りいただけます。招待メールには、共同出展申込フォームのURLが記載されておりますので、リンク先から出展申込手続きを行っていただけます。

共同出展申込の流れ



● 出展に関する主なスケジュール

5月31日(金) 早期出展出展申込締め切り

7月12日(金) 出展申込締め切り
出展申込受理後、「出展料金請求書」などをお送りします。

8月23日(金) 出展小間料 入金締め切り

9月4日(水) **出展者説明会**
時間: 13:30~15:30(予定)
形式: オンラインライブ配信(Zoomウェビナー予定)
内容: 展示会全般の概要、会場レイアウトの発表、広報・宣伝プランの説明、出展細則・提出書類の説明などをを行います。必ずご参加ください。

9月12日(木) 共同出展申込締め切り

9月中旬~11月中旬 各種提出書類の締め切り

10月下旬~ **ウェブサイト公開**

10月下旬~12月上旬 ●来場動員広報活動本格化
●DMチラシなど出展者へ送付

12月2日(月)・3日(火) 搬入・施工

12月4日(水)~6日(金) **会期(10:00~17:00)**

12月6日(金) 即日撤去(～22:00)

出展申し込みに関する諸注意

お申し込みにあたって、以下の点をご確認ください。

- 「出展規約」をよく読み、同意の上でお申し込みください。
- 出展申込受理後のキャンセルはできません。出展者のやむを得ない事情により、出展の全部または一部の取り消し・解約をする場合は、主催者が定める方法で主催者事務局まで届け出てください。その場合キャンセル料として、出展申込受理メールを送信した日から請求金額の全額をお支払いいただけます。
- 展示スペースには限りがあるため、主催者が募集する展示規模に達した際は、申込締切日より前に出展申し込みを締め切る場合があります。
- 展示、実演においてガス、給排水、エアコンプレッサーの利用を予定される出展者は、出展申し込みの際、事務局までその旨お知らせください(なお、都市ガスは使用せず、プロパンガスの利用になります)。
- 感染症の拡大等、不可抗力により本展示会の開催中止を主催者が判断した場合、以下のとおり出展料金を返金します(広告代理店を通してのお申し込みの場合は広告代理店に返金します)。出展者の都合による出展キャンセルは、通常のキャンセル料がかかります。詳細は、出展規約をご参照ください。

2024年10月8日(火)まで	出展料金の100%
2024年10月9日(水)から11月9日(土)まで	出展料金の80%
2024年11月10日(日)から12月1日(日)まで	出展料金の70%
2024年12月2日(月)から3日(火)まで[搬入・設営期間]	出展料金の50%
2024年12月4日(水)から6日(金)まで[会期中・搬出撤去期間]	出展料金の0%

出展規約

【1. 規約の履行】

出展者(共同出展者を含みます、以下同じ)は「SDGs Week EXPO」2024年開催の各展示会(「エコポロ」/「カーボンニュートラルテック」/「自然災害対策展」/「社会インフラテック」)ほか企画展、関連企画を含み、これらを含めて以下「本展示会」と総称します)に出展するにあたり、本規約、主催者から提示された「出展のご案内」(出展要項)、「出展者説明会」で配付する「出展細則・提出書類」、請求書、その他主催者から個別に提示される各種書類・電子メール等の記載内容(これらを以下「本展規約等」と総称します)を遵守しなくてはなりません。また、出展者は、その役員・従業員・株主・出資者等の関係者、出展を取り次ぐ広告代理店、および展示スペースにかかる設営・撤業者、展示の運営委託先その他本展示会に関して締結する契約の相手方(かかる契約相手方の再委託先・再々委託先等を含みます)(以下これらの者を「出展者関係者」と総称し、出展者と出展者関係者を「出展者等」と総称します)をして、本展規約等を遵守させるものとし、出展者等がこれらに違反したと主催者が判断した場合、主催者はその時期(本展示会の搬入期間・開催期間を含みます)を問わず、次回以降を含む出展申し込みの不受理、承諾した出展の取り消し、小間・展示物・装飾物の撤去・変更の命令、実演方法の変更・中止の命令、または関連サービスの提供中止を行うことができます。その際、主催者の判断基準・根拠などは公表しません。出展取り消しとなった場合でも、出展者は本規約【4. 出展キャンセル】に規定のキャンセル料を主催者に支払わなければなりません。キャンセル料以上の損害が主催者またはその関係者に発生している場合には、主催者は別途損害賠償を請求します。また主催者は、出展申し込みの不受理、出展取り消し、小間・展示物・装飾物の撤去・変更、実演方法の変更・中止などによって生じた出展者等の損害は補償しません。

【2. 出展にあたっての諸注意】

2-1. 出展者は、主催者が定める本展示会の開催趣旨に合致する製品・サービスを提供する法人・団体などに限定します。主催者が、主催者が独自の裁量にて定める出展基準に従い、法人・団体および製品・サービスなどが出展に適さないと判断した場合(下記事例を含みますが、これらに限られません)には、出展申し込み受理の保留、出展内容の一部または出展そのものをお断りする場合があります。
《出展申し込み受理の保留、出展内容の一部または出展そのものをお断りする事例》
「出展申込書その他の提出書類の記載事項に不備や虚偽の申請などがあった場合」
「出展内容が本展示会の趣旨にそぐわないと判断される場合」
「出展者が第三者の権利(知的財産権、肖像権など)やプライバシーを侵害していると判断される場合」
「他の出展者や来場者などから苦情が予想される場合」
「出展者が自法的整理手続きの申し立てをし、あるいは申し立てを受けている場合」
「出展者が【10. 反社会的勢力の排除】に定める反社会的勢力であることが判明した場合」
「主催者が開催した過去の展示会で出展規約に違反したか、出展取り消しとなったことがある場合」
「その他、出展が不適当と主催者が判断する場合」
2-2. 感染症などの発生や流行地域としてWHO(世界保健機関)や厚生労働省、外務省等が指定・勧告する国・地域からの出展者が出展または来場を保留またはお断りする場合があります。なお、指定国・地域外からの出展者が出展または来場においても主催者の判断で関連書類の提出を求める場合があります。

【3. 出展申し込みおよび出展料金の支払い】

3-1. 出展申込書は主催者が定める方法で提出するものとし、出展申込書を主催者が受領し、出展審査を経て、主催者が出展申込受理通知を発送(電子メールまたは郵送による)した時点をもって正式な出展申込受理とします。本展示会に初めて出展申し込みをする場合は、「会社案内」/「製品カタログ」など主催者が定める添付資料を主催者が定める方法で提出するものとし、なお別途必要な添付資料を定める場合があります。すべての添付資料をご提出いただかない場合、主催者は出展申し込みの保留または出展をお断りすることがあります。出展申込書、添付資料その他すべての提出書類は返却しません。出展者はコピーを自ら保管するものとし、なお出展者は、主催者が認める広告代理店に出展の取り次ぎを委託することができます。
3-2. 出展申込受理の後、主催者は出展者(広告代理店が出展を取り次ぐ場合には広告代理店、特に断らない限り本3-2)において以下同じ)に出展料金を請求します。出展者は主催者が定める期日までに指定の銀行口座へ振り込むものとし(振込手数料は出展者が負担するものとし)、主催者が定める期日までに出展料金の振り込みがない場合、主催者は出展申込受理を取り消す権利をもちます。(出展者(広告代理店を含みません)が広告代理店に対して出展料金を支払い済みであるか否かは問いません。)
3-3. 主催者は、天災地変、疫病、感染症の蔓延、交通機関の遅延、ストライキ、戦争、内乱、テロその他の不可抗力のほか、主催者の責によらない事由により本展示会の開催を中止、会期短縮(会期中の打ち切りを含む。以下同じ)または延期する場合があります。中止の場合、主催者に支払われた出展料金は、以下の基準により返金します(広告代理店を通してのお申し込みの場合は広告代理店に返金します)。
①2024年10月8日(火)まで 出展料金の100%
②2024年10月9日(水)から11月9日(土)まで 出展料金の80%
③2024年11月10日(日)から12月1日(日)まで 出展料金の70%
④2024年12月2日(月)から3日(火)まで【搬入・設営期間】 出展料金の50%
⑤2024年12月4日(水)から6日(金)まで【会期中・搬出撤去期間】 出展料金の0%
なお、会期短縮または会期を延期する場合は、出展料金の取り扱い、変更後の会期および会場などについて出展者へあらためて提示します。

【4. 出展キャンセル】

4-1. 出展申込受理後の出展取り消し・解約は認められません。出展者(広告代理店が出展を取り次ぐ場合には広告代理店を含みます)の事情により、出展の全部または一部の取り消し・解約をする場合、出展者(広告代理店が出展を取り次ぐ場合には広告代理店)は主催者が認める方法で主催者に届け出たうえ、キャンセル料として出展料金の全額を主催者に支払わなければなりません。
4-2. 出展申込受理後はキャンセル料が発生し、出展料金の全額をお支払いいただきます。
4-3. キャンセル料以上の損害が主催者またはその関係者に発生している場合には、別途損害賠償を請求します。

【5. 展示スペースの割り当て】

5-1. 出展者の展示スペースは、主催者が定める小間の配置・形状に基づき決定します。出展者はその結果に従うものとし、
5-2. 出展者は、主催者が定めた展示スペースをいかなる理由があっても、その全部または一部を問わず、他の出展者や第三者との間で交換・譲渡・貸与などすることはできません。
5-3. 主催者は、会場および所轄の警察署・消防署・保健所などによる指導・命令または出展キャンセルなどがあった場合、出展者の承認を要せず小間配置の全体レイアウトを変更することができます。

【6. 各種書類の提出】

出展者は、「出展細則・提出書類」の提出書類など主催者が求める各種書類を指定期日までに所定の方法で提出しなければなりません。期日に遅れた場合、主催者およびその関係者は申し込みを受理しないことがあります。
【7. 展示に関するルールの概要】
7-1. 出展申込書に記載された法人・団体および製品・サービスのみが出展対象となります。その親会社・子会社・関連会社その他の関係会社およびグループ・提携関係にある法人・団体であっても出展申込書に記載がない場合は、それらの製品・サービスなどの出展や、小間内でそれらの社名などの掲出ができない場合もありますのでご注意ください。
7-2. 出展者は、出展申込書に記載された法人・団体および製品・サービスなどの出展内容などに変更が生じた場合、速やかに主催者が定める方法で主催者に届け出たうえで、許可を得なければなりません。
7-3. 装飾・展示物などの搬入・搬出および展示方法などは、「出展細則・提出書類」に規定され、出展者等はこれを遵守しなければなりません。
7-4. 出展者等は、通路など自社小間内以外の場所で展示・宣伝・即売行為などを行うことはできません。また近隣の展示を妨害してはなりません。妨害の有無などは主催者が判断し、出展者はこれに従うものとし、
7-5. 出展者等は、強い光、熱、臭気、または大音量を放つ実演や不快感を与える実演など、他の出展者等や来場者の迷惑となる行為を行ってはなりません。実演などが他の出展者等や来場者に多大な迷惑を与えていると主催者が判断した場合、主催者はその中止・変更を命じることができ、出展者はその判断に従うものとし、なお自治体の火災予防条例により危険物の持ち込みは禁止されていますので、装飾物・演出としての裸火、煙・スモークマシン、ネオン管などの使用はできません。
7-6. 出展者等は、展示会場に適用されるすべての防火および安全法規・行政指導を厳守しなければなりません。
7-7. 出展者等は、本展示会会期中および会期後に他の出展者等や来場者などに対し迷惑のかかる行為(強引なセールス、勧誘、誹謗中傷、営業妨害またはそれらに類する行為など)を行ってはなりません。かかる行為があったと主催者が判断した場合、主催者は出展中止を命じ、または次回以降の出展申し込み拒否を決定する権利を行使し、出展者はこれに従うものとし、
7-8. 本展示会会期中および会期後の出展者と来場者間における商談・契約内容などに関して、主催者はその責を一切負いません。
7-9. 写真・動画撮影については、出展者は主催者に届けて了承を得た後、自社ブースのみ撮影することができます。
7-10. 出展者が展示会場内で酒類を販売または試飲提供する場合は、20歳未満や車両運転者には提供してはけません。出展者が酒類を販売または試飲提供したことによって、20歳未満の飲酒や車での上乗者が飲酒運転などの事件・事故を起こした場合、主催者は一切その責を負いません。
7-11. その他、前各項のルールに違反するなど、出展者等の展示内容や行為により、他の出展者等や来場者などから苦情の申し立てや展示会場内で紛争を引き起こすことが予想されるか、現に苦情や紛争が生じた場合、主催者は主催者の判断で出展の取り消しを決定することがあります。その場合、出展者等はその決定に従うものとし、

【8. 個人情報の取り扱い】

8-1. 出展者は、展示または来場者証QRコード読み取りサービスなどを通じて来場者の「個人情報」を取得する場合、個人情報保護法および関連法令を遵守し、適法かつ適切に取得・管理しなければなりません。利用目的は必ず公表・通知し、その範囲内で活用するものとし、特に第三者提供を行う場合は、法令で許される場合を除き、必ず「個人情報」の情報主体である来場者から「同意」を取らなければなりません。
8-2. 出展者は、来場者から取得した「個人情報の」開示、訂正、追加、削除、利用停止、消去の要求や、苦情の訴えなどを受けた場合、法令を遵守した適法かつ適切な対応を取らなければなりません。
8-3. 出展者が、取得した個人情報の管理・利用に関して来場者との間で紛争などが生じた場合、出展者は自らの責任で当該紛争の解決にあたるものとし、かかる紛争に関し、主催者は一切の責を負いません。
8-4. 出展者は、来場者の個人情報の正確性・真実性を保証するものではありません。
8-5. 出展者が自社ブースにおいて、来場者の参加証に記載されたQRコードを専用アプリを使って読み取り、本展示会のシステムにアップロードした場合、当該来場者の来訪記録が本展示会のシステムに記録されます。出展者は本展示会のシステムから来訪者記録データを取得することができます。ただし、技術的な要因によりQRコードが読み取れなかった場合、および、読み取りデータが消失した場合などは、当該来場者の記録に失敗することがあります。主催者は、読み取りアプリ、端末および本展示会システム等の障害によるデータ喪失について、責任を負いません。
8-6. 出展者は、来場者に対し、来場者登録フォームにおいて、個人情報(本展示会のシステムを通じて出展者から出展者に提供されることを説明し、明確な同意を得ています。また、来場者に発行する参加証においてQRコードを利用した来訪記録の提供について説明しています。

【9. 損害賠償責任】

9-1. 主催者はいかなる場合においても、出展者が展示スペース、印刷物および本展示会ウェブサイトを使用することによって出展者または第三者に生じた生命、身体、財産、名誉または信用への損害に対し、一切の責を負いません。
9-2. 出展者等は、故意・過失の如何を問わず、展示会場内およびその周辺の建築物・設備および主催者が用意した設備に与えたすべての損害について、遅滞なく賠償するものとし、
9-3. 出展された製品・サービスについて他の出展者や第三者と紛争が起きた場合、主催者はその責を一切負いません。出展者はその費用と責任において、これを解決、処理し、主催者には一切迷惑をかけるものとし、万一、主催者に紛争に関連して損害等が発生した場合、すみやかに補填しなければならぬものとし、
9-4. 主催者は、天災地変、疫病、感染症の蔓延、交通機関の遅延・ストライキ、戦争、内乱、テロその他の不可抗力のほか、主催者の責によらない事由による会期の変更・開催の中止によって生じた出展者等の損害は補償しません。
9-5. 主催者の責により本展示会が会期短縮または開催中止となった場合、主催者は出展者等に対し遺失利益を除く損害について賠償責任を負います。ただし、損害賠償額(返金する出展料金額を含む)は、当該出展者等にかかる出展料金の金額を超えないものとし、
9-6. 主催者は、会場マップ、ウェブサイト、ガイドブックやその他の告知宣伝物の誤植等によって生じた出展者等の損害は補償しません。
9-7. 搬入期間を含む開催期間中に、出展者等が自らの行為に起因して他の出展者等または来場者等に生命、身体、財産、名誉または信用への損害を含むいかなる損害を与えた場合も、主催者は一切の責を負わず、他の出展者等または来場者との間の紛争等も、出展者等の責任の範囲で解決するものとし、

【10. 反社会的勢力の排除】

10-1. 出展者等は、出展者等が親類に反社会的勢力(以下の①〜⑥に掲げる者および団体を含む)ではないこと、または過去においても反社会的勢力ではなかったことを主催者に対して表明・保証するものとし、
①「無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律」に基づき処分を受けた団体もしくはかかる団体に属している者、またはこれらの者と取引のある者、その他これらに類する団体もしくはかかる団体に属している者またはこれらの者と取引のある者
②「組織的な犯罪の処罰および犯罪収益の規制等に関する法律」に定める犯罪収益等隠匿もしくは犯罪収益等收受を行いもしくは行っている疑いのある者、またはこれらの者と取引のある者
③「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」第2条第2号に定義される暴力団およびその関係団体ならびにこれらの構成員
④総経理、社会運動標榜ゴロ、政治活動標榜ゴロ、特殊知能暴力集団などの団体または個人
⑤暴力、威力、脅迫的言辭および詐欺的手法を用いて不当な要求を行い、経済的利益を追求する団体または個人
⑥前①〜⑥のいずれかに該当する者または団体(以下「反社会的団体等」という)と関係することを示唆して不当な要求を行い、経済的利益を追求する団体または個人
⑦反社会的団体等が代表し、または支配する法人その他の団体
⑧反社会的団体等が取締役、執行役、業務執行社員、監査役、理事、監事またはこれらに類する地位の役職にある法人または団体
10-2. 主催者は、出展者等が前項に違反した場合、その出展を取り消すことができ、すでに受領した出展料金を返金せず、また取り消しによって出展者等に生じた損害も賠償しません。
【11. その他】
11-1. 本展規約等に関連して生じる一切の紛争は東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とするに、出展者は同意するものとし、
11-2. 主催者は、法令の許容する範囲内で本規約を変更することがあります。その場合、主催者は出展者に対し、本規約を変更すること、当該変更の内容および効力発生時期を適宜の方法で事前に周知します。当該効力発生時期以降は、変更後の本規約が適用されます。